

くまがわ・明日の川づくり報告会 VOL. 4 2

開催地：八代市高田校区

平成 19 年 10 月 25 日（木）、八代市高田校区（会場：豊原中町公民館）において、「くまがわ・明日の川づくり報告会」を実施しました。

同報告会には、約 30 名の方々にお集まり頂き、球磨川水系河川整備基本方針の内容や小委員会等での審議の状況についてご報告いたしました。

いただいたご意見等並びにご意見等への回答については下記のとおりです。

なお、報告会の時に回答した内容が不十分であったところについては補足しています。

参加者数※

市内	23名
市外	5名

※参加者数は記名者数

住民の方々から頂いた主なご意見・ご質問	ご意見・ご質問への回答
【河川整備基本方針の説明について】	
<ul style="list-style-type: none"> 大井手堰の下流から深田の古町橋の下流は泥に近い岩が露出しているが、橋脚については根固めを実施しないといけないような状態には無い。人吉の鹿目川の下流あたりに人吉層の岩盤が川の中に露出しているが、全く河床が動いているように見えない。よその河川の事例があったが、条件が違うのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 人吉層は、人吉・球磨盆地が大昔に湖だった頃、長い時間をかけて溜まった地層だと聞いています。ご指摘の古町橋付近に露出している岩盤は火山由来のものであり、乾湿に弱い人吉層とは違う性質のものと聞いています。
<ul style="list-style-type: none"> 普通の石でも、干したり水につけたりすれば多少の変化はあるだろう。露出する部分も当然あると思う。それはその部分をそれなりに補強すればいいだけではないか。不親切な説明をされると、やはりダムではないといけないと導いているとしか捉えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、幸いにして人吉層の露出は部分的ですが、人吉層が広範囲に露出し洗掘されてしまうと、元の砂礫河床に戻すことは困難になると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> この報告会は、ダムを造らんがための報告会なのか、はつきりして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人吉層を露出させることは極力避けなければならないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 基本高水流量と一番関係するのは、降雨量や流域面積などだと思うが、算出手法がよく分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、河床には砂礫が堆積し安定した河床となっていますが、一旦人吉層が露出し洗掘されてしまうと、元の砂礫河床に戻すことは困難になると 생각ています。
<ul style="list-style-type: none"> 最近は河川改修が進んでいないが、現在実施している河川改修と今回策定された基本方針との整合性というのはどうなっているのか。これから策定される河川整備計画ができてからやるべきではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 人吉層を露出させることは極力避けなければならないと考えています。 報告会は、基本方針の内容等について地域の方々にご報告するために開催したものです。
	<p>ダムの整備など具体的な治水対策については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくことになります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 基本高水のピーク流量等の算出にあたっては、これまで実際に球磨川流域で発生した洪水時の降雨及び洪水のデータに基づいて計算しています。その計算手法も全国の河川で一般的に使われているもののひとつです。
	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の内容等について、地域の方々の理解が深まるよう、今後とも説明に努めていきたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の改正に伴い河川整備計画を策定することになりましたが、河川整備計画が策定されるまでの間は、従前の治水計画に基づき、現在も河川改修等を実施しているところです。
	<ul style="list-style-type: none"> なお、河川整備計画については、出来るだけ早く策定したいと考えています。

<ul style="list-style-type: none"> 多目的ダム法によるダム計画は廃止・変更の手続きをしない限りは、河川法のダム計画に移らないと理解している。この手続きが終わっていないのに、河川法によるダム計画の審議が小委員会であり、河川整備計画が策定されるのは納得いかない。特定多目的ダム法の手続きが終わらないのに、次の河川法にのつとて手続きが進んでいるという理解でよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的ダム法による手続きと河川法に基づく河川整備基本方針の策定は、牽連関係にはありません。 <p>基本方針は、長期的な河川整備の目標等の基本的な方針について定めたものであり、ダムの整備など具体的な治水対策については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくことになります。</p>
<p>【球磨川の治水対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「穴あきダム」についての記事が出ていることについて説明をして欲しい。 <p>・フロンティア堤防が検証段階だから実施できないといわれているが、全国で4河川11箇所で実施されている。検証されないと実施できないのならば、「穴あきダム」があちこちで検証されない限り、川辺川ダムでの「穴あきダム」は計画されることは無いとの国土交通省の見解だと理解してよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月25日の新聞記事に、川辺川ダムをいわゆる穴あきダム計画として国土交通省が平成19年内にも公表するという趣旨の記事がありました。ダム等の具体的な施設については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくことで考えており、記事にあるような段階には至っていない状況です。 ダムなどの具体的な治水対策については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくこととなります。いただいたご意見は、検討の際の参考にさせていただきます。
<p>【球磨川の環境について】</p> <ul style="list-style-type: none"> S40年代から遙拝堰の下流で漁をしているが、今の球磨川は産卵場もなく不漁の状態。堰がたくさんできたから産卵場が無くなつた。是非河川の産卵場の整備をお願いしたい。整備ができる場合は、稻刈り後は水を必要としないので、遙拝堰と球磨川堰、前川堰のそれぞれ1門でも開放してもらえれば坂本産の鮎が遡上する。何年か前に前川堰で行った遡上調査では、堰の上流で稚魚のほとんどが死んだ状況で捕獲された。 河川敷公園のせせらぎ水路に蛍を放流したことがあるが、水路にいる鯉が蛍の卵を食べてしまった。バリケードを設置するなど、蛍が発生しやすいせせらぎ水路にしてもらいたい。 球磨川への工場排水に関してはどこが検査をしているのか。汚染の問題に関してどのような事をしているのか具体的に教えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 遙拝堰下流ではアユ等の産卵場となっていた良好な瀬が消失しかかっていますので、産卵場となる瀬の再生に努めていきたいと考えています。そのため、漁協や熊本県の水産部局等と連携を進めつつあるところです。 <p>・球磨川河川敷スポーツ公園については、多くの方々に利用いただいており感謝しています。スポーツ公園については、八代市が占用して公園として管理されています。いただいたご意見は、管理している八代市にお伝えしました。</p> <p>・法律により、ある一定規模以上の排水を行っている工場等は、どのような排水を出しているか自ら調査を行い、河川管理者へ報告するように義務づけられています。ご意見を踏まえ、今後、排水の水質について基準が遵守されているかどうか、更に注意して確認していきたいと考えます。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告会の責任者がはっきりするよう資料に説明者を明記して欲しい。また、出席者についてもどんな話をしたのか個人的に名前を入れて責任を持つもらいたい。結果については、ホームページに記載するなり、参加者へ郵送するなりして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告会については、国土交通省八代河川国道事務所として組織で開催しているものです。このため、責任者は事務所長であるとご理解いただければと思います。 <p>また、報告会で出たご意見とその回答については、八代河川国道事務所のホームページに掲載することで、一般の方々に周知していく考えです。なお、発言者の方の個人名については、個人情報保護の観点より記載は行っておりませんので、ご理解</p>

・多目的ダム法によって計画された事業が廃止になった場合は、事務所は撤退されるのが筋だと思うが法律上はどうなっているのか。

いただければと思います。

・仮定のお話には何ともお答えしにくいところですが、一般的に、事業が終了するなどしてある行政ニーズが無くなれば、そのために設置されていた部署も無くなり、逆に、ある新しい行政ニーズがおきれば、新しい部署が組織されていくものです。

※ ご発言をそのまま掲載するのではなく、趣旨を変えない程度にまとめさせて頂いています。

※ 謹謹中傷するような発言については掲載しておりません。